第三編　［略］

第四編　消防救助応用操法

第一章　通則

第百九十五条　［略］

（操法実施上の留意事項）

第百九十六条　第四条、第十一条、第百八条、第百十九条、第百二十六条、第百三十五条及び第百六十条に定めるもののほか、応用救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～三　略］

第二章　高所救助操法

第一節　通則

第百九十七条　［略］

（高所救助操法の機械器具の名称及び定位）

第百九十八条　高所救助操法の機械器具の名称及び定位は、第百八十四条に定めるもののほか、第三十三図から第三十六図までのとおりとする。

［第３３図～第３６図　略］

（操法実施上の留意事項）

第百九十九条　第百六十五条、第百八十五条及び第百九十六条に定めるもののほか、高所救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～四　略］

第二節　かかえ救助操法

（操法実施上の留意事項）

第二百条　第百九十六条に定めるもののほか、かかえ救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一・二　略］

（操法の開始）

第二百一条　かかえ救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の号令で三連はしごを第百六十一条第二号で定める要領で架てい位置に搬送する。

三　二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

（屋内進入及び検索）

第二百二条　はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十一条第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で第百六十二条第二項第二号に定める要領で屋内進入して、「進入よし」と合図し、指揮者が進入したのち、はしご上部の固定措置を行い「はしごよし」と合図する。

第三編　［同上］

第四編　［同上］

第一章　［同上］

第百七十五条　［同上］

（操法実施上の留意事項）

第百七十六条　第四条、第十一条、第百八条、第百十九条、第百二十六条、第百三十五条及び第百四十条に定めるもののほか、応用救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～三　同上］

第二章　［同上］

第一節　［同上］

第百七十七条　［同上］

（高所救助操法の機械器具の名称及び定位）

第百七十八条　高所救助操法の機械器具の名称及び定位は、第百六十四条に定めるもののほか、第三十三図から第三十六図までのとおりとする。

［第３３図～第３６図　同上］

（操法実施上の留意事項）

第百七十九条　第百四十五条、第百六十五条及び第百七十六条に定めるもののほか、高所救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～四　同上］

第二節　［同上］

（操法実施上の留意事項）

第百八十条　第百七十六条に定めるもののほか、かかえ救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一・二　同上］

（操法の開始）

第百八十一条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の号令で三連はしごを第百四十一条第二号で定める要領で架てい位置に搬送する。

三　二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

（屋内進入及び検索）

第百八十二条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十一条第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で第百四十二条第二項第二号に定める要領で屋内進入して、「進入よし」と合図し、指揮者が進入したのち、はしご上部の固定措置を行い「はしごよし」と合図する。